

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第24号

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 2及び3 略 4 この規則において「扶養義務者」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、<u>被措置者等と生計を同じくするもの</u>をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略 5 この規則において「基準年」とは、施設入所措置等が行われる日（次条第1項の表第2号に掲げる助産の実施にあっては、当該助産の実施が開始される日とする。以下この項において同じ。）が属する年の前年（施設入所措置等が行われる日が1月から6月までの間の場合にあっては、その日が属する年の前々年）をいい、「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる日が属する年度（施設入所措置等が行われる日が4月から6月までの間の場合にあっては、その日が属する年度の前年度）をいう。</p> <p>6 この規則において「所得税額等」とは、被措置者等又は扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された所得税の額をいい、所得税法又は租税特別措置法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法の規定による控除のうち知事が</p>	<p>(定義) 第2条 略 2及び3 略 4 この規則において「扶養義務者」とは、<u>被措置者等の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの</u>であって生計を同じくするものをいう。<u>以下同じ。）</u>をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略 5 この規則において「基準年」とは、施設入所措置等が行われる<u>年度（4月から6月までの間に行われる次条第1項の表第1号、第4号及び第5号に掲げる措置並びに同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置については、その前年度とし、同表第2号に掲げる助産の実施については、当該助産の実施が開始された年度（4月から6月までの間に開始されたものについては、前年度）とする。以下同じ。）</u>の初日が属する年の前年をいい、「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる年度をいう。</p> <p>6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から<u>所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額</u>をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又は扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法又は租税特別措置法の規</p>

別に定めるものが行われる場合にあつては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。)をいう。

7及び8 略

9 前各項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）で規定する用語の例による。

(措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。）	被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合の <u>当該被措置者等又は扶養義務者を除く。</u> ）	別表第1の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額
--------------------------------------	--	--

定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。以下同じ。)及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあつては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）をいう。

7及び8 略

9 前各項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、児童福祉法及び児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）で規定する用語の例による。

(措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額）を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。）	被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けていない場合 <u>で、その全員又はいずれかの者が、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し、又は基準年度の分の所得税額があるときに限る。</u> ）	別表第1の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	県支弁月額
--------------------------------------	---	--	-------

2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施（国の設置する助産施設への入所を除く。）	被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合の当該被措置者等又は扶養義務者を除く。）	別表第2の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施（国の設置する助産施設への入所を除く。）	被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。）	別表第2の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	県支弁月額
3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）	被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合の当該被措置者等又は扶養義務者を除く。）	別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所及び次号に掲げるものを除く。）	被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。）	別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	県支弁月額
4 児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項の措置（同法第31条第2項若しくは第3項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項に規定する者について行われるもの（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）	被措置者等（保護等を受けておらず、かつ、対象収入金額が27万円を超える者に限る。）  扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。）	別表第4の第1欄に掲げる対象収入額による区分に応じ、同表の第2欄に定める額（以下この号において「成年者自己負担月額」という。）  別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の	県支弁月額  額から成年者自己負担月額を控除した額			

4 母子保健法第20条第1項の措置	被措置者等又は扶養義務者（そのいずれかが保護等を受けている場合の当該被措置者等又は扶養義務者を除く。）	別表第4の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額

2 前項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置のうち、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設（保護者の下から通わせる場合に限る。）に入所させて行うものに係る同項の規定の適用については、同号第3欄中「定める額」とあるのは、「定める額の2分の1に相当する額（同表第3号(14)に掲げる場合にあつては、当該第3欄に定める額）」とする。

3 略

（所得税額等の申告）

第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、所得税額等を所得税額等申告書（様式第1号）により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

		第3欄に定める額	
5 母子保健法第20条第1項の措置	被措置者等又は扶養義務者（そのいずれかが保護等を受けている場合を除く。）	別表第5の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	県支弁月額

2 前項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置のうち、母子生活支援施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設及び情緒障害児短期治療施設（保護者の下から通わせる場合に限る。）に入所させて行うものに係る前項の規定の適用については、同号第3欄「定める額」とあるのは、「定める額の2分の1に相当する額（同表第3号(14)に掲げる場合にあつては、当該第3欄に定める額）」とする。

3 略

（対象収入額等の申告）

第4条 次の表の第1欄に掲げる者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度次の表の第2欄に掲げる日までに、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項を同表の第4欄に掲げる書類により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

1 前条第1項の表第4号に掲げる措置を受ける者	6月20日	対象収入額	対象収入額申告書（様式第1号）
2 前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施又は同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置を受ける者並びに同表第2号に	6月20日	所得税額等	所得税額等申告書（様式第2号）

掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置又は同表第4号に掲げる措置を受ける者の扶養義務者		
3 前条第1項の表第1号又は第5号に掲げる措置を受ける者及び扶養義務者	6月20日	基準年の分の所得
	6月20日	基準年度の分の市町村民税の所得割額

2 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、前項の規定による申告が適正に行われな  
いときは、所得税額等申告書の内容について必要な  
調査を行うものとする。

(徴収予定額の変更等)

第6条 略

2 略

3 前項の申請は、徴収予定額減額等申請書 (様式第  
2号) を提出してしなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、同日以後に行  
う施設入所措置等について適用する。

2 略

2 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相  
談所長は、前項の規定による申告が適正に行われな  
いときは、前項の表第4欄に掲げる事項について必  
要な調査を行うものとする。

(徴収予定額の変更等)

第6条 略

2 略

3 前項の申請は、徴収予定額減額等申請書 (様式第  
3号) を提出してしなければならない

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、同日以後に行  
う施設入所措置等 (第3条第1項の表第4号に掲げ  
る措置については、同日以降に終了する当該措置の  
同日前に行われた分を含む。) について適用する。

2 当分の間、第3条第1項の表第4号に規定する措  
置に要する費用については、同号第3欄中「第2欄  
に定める額」とあるのは「第2欄に定める額(重症  
心身障害児施設についてはその額が90,000円を超え  
るときは90,000円、その他の施設についてはその額  
が50,000円を超えるときは50,000円)」と、「第3  
欄に定める額」とあるのは「第3欄に定める額の2  
分の1に相当する額(同表第1号に掲げる場合にあ  
っては0円、同表第3号(14)に掲げる場合にあって  
は当該第3欄に定める額)」とする。

3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第4を削り、別表第5を別表第4とする。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を様式第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前に行われた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第2項の措置（満20歳に達している者について行われるものに限る。）に係る費用の徴収については、なお従前の例による。